被災農業者向け経営体育成支援事業 (9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨)

- 対策のポイント ——

平成25年9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧等を緊急的に支援します。

く背景/課題>

平成25年9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨による農業被害(以下「気象災害による農業被害」という。)により、農産物の生産に必要な施設が損壊するなど農業経営に支障をきたす事態となっていることから、当該施設の復旧等に対して緊急支援を行う必要があります。

政策目標 —

被災農業者の農業経営の維持

く主な内容>

気象災害による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

気象災害による農業被害により農業用施設等が被災し、地方単独事業による支援、又は融資を受けて、被災施設の復旧等を行うことにより農業経営の継続を志向する農業者(市町村から被災証明を受けていること)。

2 支援対象

平成25年9月15日以降の以下に掲げる取組を対象とする。

- (1)農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- (3)(1)と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械(耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く)及び附帯施設(修繕により利用できるものを除く)の取得(被害前と同程度のもの)。
- 3 事業実施主体 市町村
- 4 補助率

3/10以内